

フォークリフトを使用する事業場の皆さまへ たしかめよう！ フォークリフトの安全

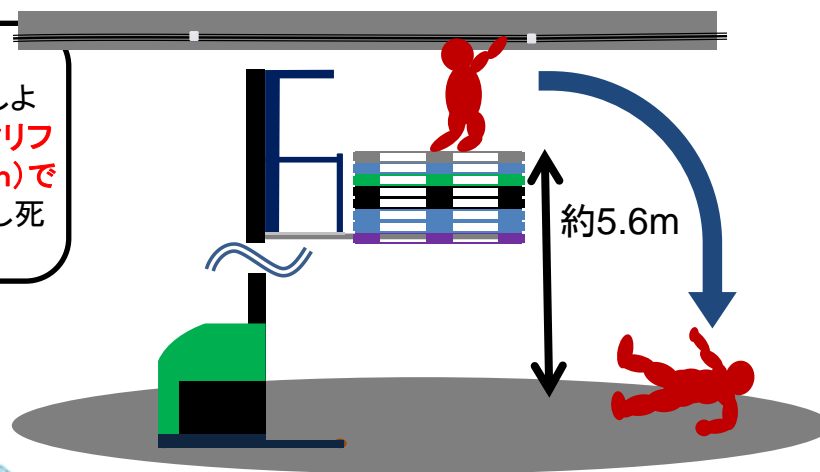
**フォークリフトで労働者の昇降を行う
などの用途外使用は法令で禁止
されています**



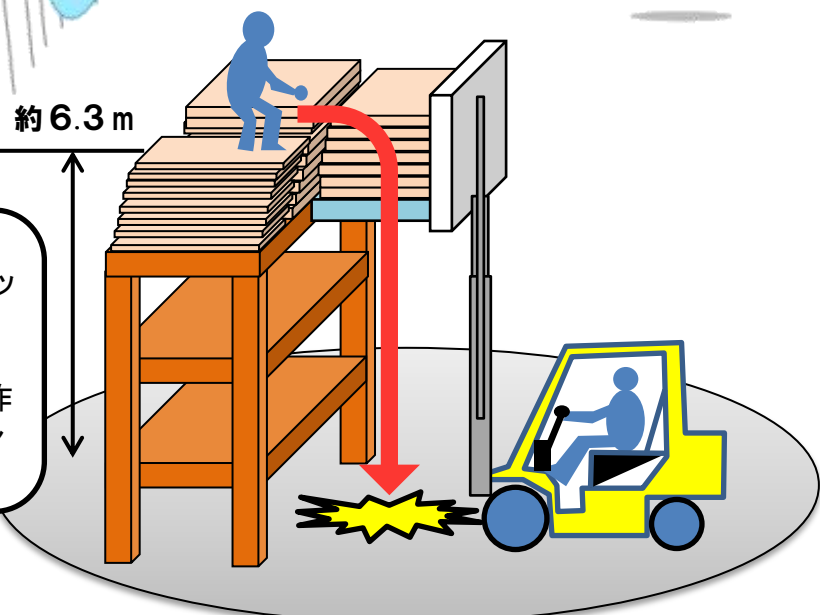
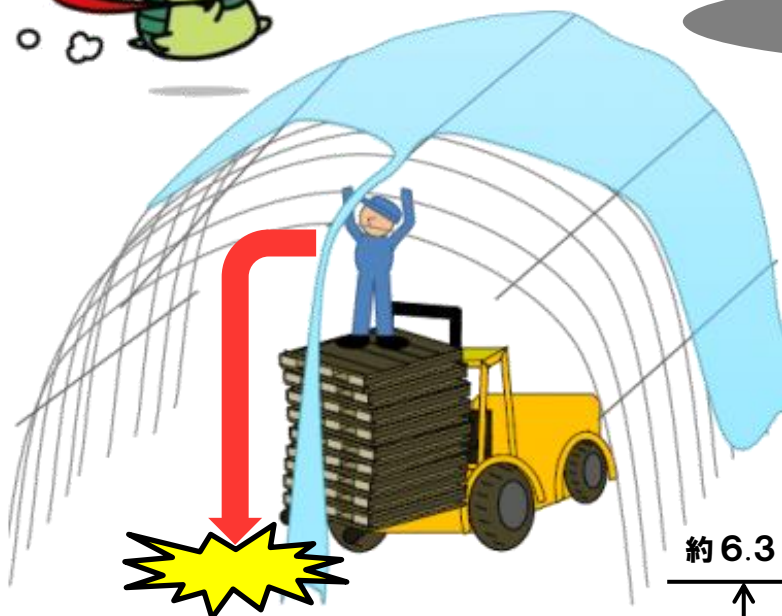
労働条件たしかめようキャラクター
「たしかめたん」

直近の死亡災害事例（滋賀県内で発生しています）

◆ 平成28年12月発生
倉庫天井の配線工事をしよ
うと8段積みされた**フォークリフ
トのパレット上(高さ約5.6m)**で
作業していたところ、墜落し死
亡したもの。



◆ 平成29年3月発生
ビニールハウスの屋根を
張り替え作業中に、**フォ
ークリフトに積みされたパレット
上で作業**していた労働者
が墜落しました。



◆ 平成29年12月発生
スチールラック上段にパレ
ット積みされたダンボールを取
り出すため、**フォークリフト**
で**上がり**、隣の荷の上で積込作
業をしていた労働者がバラン
スを崩して墜落しました。



厚生労働省

滋賀労働局 各労働基準監督署（大津 彦根 東近江）

用途外使用の禁止に関する法令

罰則付き
です。



労働安全衛生規則

(昭和四七・九・三〇 労働省令第三二号)

(主たる用途以外の使用の制限)

第一百五十一条の十四 事業者は、**車両系荷役運搬機械等を**荷のつり上げ、**労働者の昇降等**当該車両系荷役運搬機械等の**主たる用途以外の用途に使用してはならない**。ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

【解釈例規(昭五三・二・一〇 基発第七八号)】

- 1 本条は、墜落のみでなく、はさまれ、まき込まれ等の危険も併せて防止する趣旨であること。
- 2 ただし書の「危険を及ぼすおそれのないとき」とは、フォークリフト等の転倒のおそれがない場合で、パレット等の周囲に十分な高さの手すり若しくはわく等を設け、かつ、パレット等をフォークに固定すること又は労働者に命綱を使用させること等の措置を講じたときをいうこと。

労働安全衛生法(昭和四七・六・八 法律第五七号)

(事業者の講ずべき措置等)

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 **機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)**による危険
- 二 ～三(略)

(罰則)

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、**六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。**

- 一 第十四条、**第二十条**から第二十五条まで、…(略)…の規定に違反した者
- 二 ～四(略)

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百十六条、第一百七条、第一百十九条**又は第二百十条の**違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。****